

中央環境審議会自然環境部会
鳥獣保護管理のあり方検討小委員会 御中

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の2014年改正に向けた提言

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
公益財団法人 日本自然保護協会
公益財団法人 日本野鳥の会
認定NPO法人 トラ・ゾウ保護基金
イルカ&クジラ・アクションネットワーク
特定非営利活動法人 地球生物会議
以上 生物多様性保全・法制度ネットワーク

シカやイノシシによる農林業被害や森林生態系への影響から、これらの種に対する捕獲圧の増大を求める声が大きくなってきている。一方で四国や中国地方のツキノワグマのように地域個体群の存続が危ぶまれている種も存在している。このような状況へ対応するためには、鳥獣保護法は「生息地の消失・分断および攪乱の防止」、「乱獲の防止」、「人間と野生動物との土地をめぐるせめぎ合いの調整」という3つの役割を総合的に果たすことが必要である。そこで、現行法の鳥獣保護事業の実施と狩猟の適正化という2つの目的に加え、新たに「鳥獣の管理事業の実施」という目的を導入し、適切な個体数管理と生息地管理を担い、個体群毎の安定的な存続を保証するとともに、農林業被害等を軽減する役割を果たせる制度とすべきである。

1. 従来の「狩猟」に依存した鳥獣保護行政からの脱却

- ① 特定鳥獣保護管理計画を「地域鳥獣管理計画」と名称変更し、個体数調整及び生息地管理から成る個体群管理（「鳥獣管理事業」）を一つまたは複数の鳥獣について実施するための計画制度として位置づける。
- ② 地域鳥獣管理計画に基づいて行う「鳥獣の管理」のための許可捕獲（個体数調整を目的とする捕獲及び個体群管理のための学術研究を目的とする捕獲を含む。以下「鳥獣管理捕獲」という）を、従来の許可捕獲（有害捕獲等）と区別して規定する（策定者である都道府県の責任で地域鳥獣管理計画を確実に実施するため、「鳥獣管理捕獲」は「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が定める市町村への許可権限委譲条項の対象としてはならない）。
- ③ 鳥獣管理捕獲の公的性質および専門的知識・技能の要求度の観点から、「鳥獣管理捕獲等免許」を、従来の狩猟免許とは別に制度化する（なお、この免許制度改正によって現行の特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲に支障が出ないように、経過措置を置く）。

- ④ 地域鳥獣管理計画に基づく鳥獣管理事業の効果的実施を確保するため、「鳥獣管理従事機関」を制度化する。「鳥獣管理従事機関」は、国が「認定」し、都道府県が「登録」するが、「登録」は都道府県に「鳥獣管理計画官」（後述）が配置されていることを条件とする。
- ⑤ 地域鳥獣管理計画に基づく鳥獣管理捕獲の効率的実施を確保するため、捕獲が制限されている自衛隊演習場、国有林などを管理する国の行政機関に対して、捕獲への協力を義務づける。
- ⑥ 地域鳥獣管理計画に基づく生息地管理の実施（例えば、鳥獣が住居地や農地に侵入しないよう、緩衝帯の造成、林地・河川敷等の整備、農作物の耕作配置の転換、森林の複層林化等の奥山における生息環境の改善）を行なうため、都道府県及び国に対し、農地および林地の利用にかかわる法令において有する権限を、各法令の目的の範囲内で効果的に活用するよう求める規定をおく。
- ⑦ 特定鳥獣の管理について、国が主導して都道府県の区域を越えた広域対応を行なうための「広域対応基本計画」制度を新設する。この計画は国が策定し、これに基づいて関係都道府県が地域鳥獣管理計画を立てる義務を負うものとする。
- ⑧ 保護又は被害防止の効果をあげるために個体群管理が必要な鳥獣（ニホンザル及びツキノワグマの一部の個体群等）に関し、都道府県に地域鳥獣管理計画策定の努力義務を課す。

2. 野生鳥獣被害問題を解決しつつ野生鳥獣と共存するための、専門的な管理者の配置

- ① 都道府県に、地域鳥獣管理計画の実施に当たる「鳥獣管理計画官」を置くことができるものとする（鳥獣管理計画官は鳥獣保護事業の担当と兼務できるものとする。）。
- ② 鳥獣管理計画官が置かれた場合に限り、その権限として前述（1.④）の「鳥獣管理従事機関」を都道府県に登録し、鳥獣管理捕獲に従事させることができる。
- ③ 都道府県は鳥獣保護員を「鳥獣保護・管理員」に変更、又は鳥獣保護員に加えて「鳥獣管理員」を新たに設け、鳥獣管理事業に関する事務を補助させるものとするとともに、それらを常勤職員とすることもできる旨を規定する。

3. 違法捕獲・取引からの野生鳥獣保護を徹底

- ① 傷病鳥獣保護を隠れ蓑に、オオタカ、ハヤブサ、その他の希少鳥獣を違法に所持・譲渡する問題を解決するため、傷病鳥獣寄託においては、都道府県が個体識別の上、種の保存法の国内希少種については同法上の国の関与強化を、それ以外の希少種については鳥獣の飼養・譲渡に都道府県許可を要する旨規定する。
- ② 商業的価値が高く、野生個体群を脅かす市場流通が現に存在しているニホンザルおよびクマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）については、許可捕獲個体の販売を禁止する。
- ③ トラバサミわなを使用禁止猟具として定める。
- ④ タカを用いた狩猟（鷹狩）を禁止猟法として定める。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の2014年改正に向けて

意見書（別紙）

【目次】

- はじめに：生物多様性保全における鳥獣保護法（～2019年）の役割
- 鳥獣保護法の2014年改正に関する提言詳細
- 鳥獣保護法の2017～2019年改正に関する提言の基本的な考え方：鳥獣保護法と特措法を同一の法体系に組み込み、制度間の関係を整理（鳥獣保護法、特措法の改正）

【添付図表】

- ・2014年改正に関する提言のポイント（「鳥獣の管理」関係）
 - ・提言する地域鳥獣管理計画（現：特定計画）の概要（広域対応を除く）
 - ・従来の「狩猟」に依存した鳥獣保護行政からの脱却と専門的な管理者配置のイメージ・環境省による鳥獣保護管理のあり方に関する考え方（第5回小委員会資料4等）の検討
-

はじめに：生物多様性保全における鳥獣保護法（～2019年）の役割

「鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、国民共有の財産であることから、人と鳥獣との適切な関係を構築していく必要がある」（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」中央環境審議会平成18年2月 答申）。

この点、平成14年12月27日に告示された「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（法第3条。以下「基本指針」という。）では、「鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。」と述べられるにとどまっていた。

これに対し、現行の基本指針（平成23年9月5日告示）では、上記の文言に続き「高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇りうるものである。」と述べている。

このような鳥獣保護法をめぐる状況の変化の中で鳥獣保護法の改正するに当たっては、日本における生物多様性確保のために法制度全体の課題、および鳥獣保護法がそこで果たすべき役割を明確にすることが重要である。

生物多様性保全のために対処すべき項目と現行鳥獣保護法の施策との対応関係

生物多様性保全の要となる野生生物の生息地内保全においては、①生息地の消失・分断および攪乱の防止、②乱獲の防止、③外来生物の侵入防止と排除が主要な対処項目となる。これらに準じる対処項目として、④生息地周縁部を中心とする人間と野生動物との土地をめぐるせめぎ合いの調整がある。これを保全の実施に準じる項目とする理由は、せめぎ合いに伴う生活環境、農林水産業または景観等に対する被害軽減の追求が①または②の実施に大きな影響を与え、場合によっては矛盾しかねないことにある。

現行鳥獣保護法は、①については鳥獣保護区特別保護地区の制度等を、②については、捕獲許可制度、鳥獣保護区・休猟区制度および許可を要しない狩猟＝いわゆる自由狩猟の適正化に関する施策等を規定する。③については捕獲許可や自由狩猟規制の適用を調整し、外来生物排除を容易にするという間接的な役割を果たすにとどまる。④については、特定鳥獣保護管理計画制度を規定する。

鳥獣保護法の枠組みでは対処できない、法制度の中長期的課題

野生生物の生息地内保全の成否を大きく左右するのは、生息地の土地管理のあり方である。土地管理の方向性は、愛知ターゲットのビジョン・2020年戦略目標の実現および生物多様性国家戦略のグランドデザイン具体化の観点から検討されなければならない。

次に、検討されたことを制度化していくためには、種の保存法を含む生物多様性保全関連の法制度のみならず、農林水産業の振興を含む土地利用および社会資本整備関係の法制度全体の見直しが不可欠となる。そのプロセスには相応の時間を要するであろうが、見直し完了の目標年次は、2020～2030年に設定するのが適切と考えられる。

また、現行の法制度上、少なくとも国レベルでは生物多様性保全の施策を所管する機関がそのための土地管理の権限を確保することとなっていない。この保全施策担当者と土地管理者との一致をはかろうとすれば、国の行政機関の組織と所掌事務を大きく見直す必要がある。この点も、上記目標年次（2020～2030年）の間に検討すべき事柄と考えられる。

なお、海生哺乳類については特別の検討を要する。現行法上、アシカ科、アザラシ科及びジュゴン科に属する7種は、本法に基づいて環境省が、それ以外の海生哺乳類（クジラ目、トド、キタオットセイ及びラッコ）は、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がされているとして本法の適用除外とされている。しかし、鳥獣保護法が適用される種が環境省の単管で十分な保護および管理をなしているのか、他の法令すなわち漁業法、水産資源保護法及び猟虎膾肭臍猟獲取締法がクジラ目等に対して適切な保護および管理を徹底できているのかについては、検証が必要である。その検証を行なった上で、海生哺乳類すべてを対象にその保護及び管理を目的とした新たな立法も視野に入れるべきである。そのための目標年次は2020年とすることが適切と考えられる。

鳥獣保護法（～2019年）の役割

以上を踏まえて、鳥獣保護法が当面2019年までに果たすべき役割を考えると、基本的には現行鳥獣保護法同様、以下の3点にあると考えられる。

- ・「生息地の消失・分断および攪乱の防止」の一翼を担うこと。
- ・「乱獲の防止」のための制度の中心的役割を果たすこと
- ・「人間と野生動物との土地をめぐるせめぎ合いの調整」の一翼を担うこと。

近年、シカやイノシシによる農林業被害や森林生態系への影響から、これらの種に対する捕獲圧の増大を求める声が大きくなってきている。一方で四国や中国地方のツキノワグマのように地域個体群の存続が危ぶまれている種も存在している。このような状況へ対応するためには、鳥獣保護法が上記3点の役割を総合的に果たすことが必要である。そこで、現行の鳥獣保護事業の実施と狩猟の適正化という2つの役割に加え、新たに「鳥獣の管理事業の実施」という役割を導入し、**現行の特定鳥獣保護管理計画が新たな制度である地域鳥獣管理計画として**、適切な個体数管理と生息地管理を担い、個体群毎の安定的な存続を保証するとともに、農林業被害等の人との軋轢を軽減する役割を果たせる制度とすべきである。

間近に迫る2014年改正でとりあげられるべき改正点、およびその後に行われるであろう2017～2019年改正に関する基本的な考え方について、以下に提言する。

鳥獣保護法の 2014 年改正に関する提言詳細

第1章 総則

改正提言 目的の一部変更（第1条）

「・・・鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣の保護並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害を防止するために鳥獣の管理を図るための事業を実施し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護、鳥獣の管理、及び許可を受けることを要しない狩猟の適正化を図り・・・」

改正提言 「鳥獣の管理」の定義の追加（第2条第6項）

「この法律において『鳥獣の管理』とは、鳥獣による人間の生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害を防止するために、当該鳥獣の個体群を長期的に存続させつつ（ただし、当該鳥獣が外来生物の場合はこの限りでない。）、当該鳥獣の個体群管理（個体数を調整するための捕獲及び生息環境の管理を総合的に実施することをいう。）を行なうことをいう。」

第2章 基本指針等

改正提言 「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の名称及び構成の変更（第3条）

・名称

「鳥獣の保護を図るための事業及び鳥獣の管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」と変更。

・構成

（現行）

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

（改正後）

I 鳥獣保護事業の実施

i 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

ii 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

II 鳥獣管理事業の実施

i 鳥獣管理事業の実施に関する基本的事項

ii 地域鳥獣管理計画の作成に関する事項

第3章 鳥獣保護事業の実施

改正提言 傷病鳥獣保護を隠れ蓑に、オオタカ、ハヤブサ、その他の希少鳥獣を違法に所持・譲渡している問題について（法第19条以下、種の保存法関係）。

【種の保存法の国内希少種に指定されている鳥獣について

・・・種の保存法第54条、同施行規則37条の改正】

- ・地方公共団体が「傷病その他の理由により緊急に保護を要する」場合に当たるとして捕獲した場合、環境大臣の事前の許可又は協議・同意は要しないものの、捕獲後30日以内に、個体識別の上、捕獲個体を保護している者、その者が保護することとなった経緯及び保護の現状について環境大臣に報告をしなければならないものとする。
- ・環境大臣は、この報告に基づき、地方公共団体に対し、当該鳥獣の保護の方法等について必要な指示ができるものとする。

【上記以外の希少鳥獣】

- ・傷病からの保護又は学術目的で捕獲された対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養・譲渡については、登録制度を適用せず、都道府県知事の個別の許可を要するものとし、許可事項順守のための措置命令の規定をおく。
- ・都道府県知事は、許可に当たり、当該鳥獣の個体識別を行わなければならない

らないものとする。

- ・都道府県知事は許可の事実及び内容を環境大臣に報告しなければならないものとする。

改正提言 商業的価値が高く、野生個体群を脅かす市場流通が現に存在しているニホンザル及びクマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）の有害捕獲個体及び個体数調整捕獲個体について（法第 19 条以下関係）。

- ・ニホンザル及びクマ類については、環境大臣の許可がない限り、30 日を超える飼養及び譲渡はできないものとする。

改正提言 特定輸入鳥獣の輸入規制について（法第 26 条、平成 18 年 6 月 14 日法律第 67 号附則第 3 条関係）。

- ・法第 26 条第 2 項から第 7 項までの規定は、施行日以後に輸入された鳥獣について適用し、施行日（平成 19 年 4 月 16 日）前に輸入された鳥獣については適用しないとする附則の規定（平成 18 年 6 月 14 日法律第 67 号附則第 3 条）の生きた鳥獣への適用については、その生物学的な寿命を踏まえた定期的な見直しを行うものとする。

改正提言 トラバサミわなについて。

- ・使用禁止猟具として定める（施行規則の改正 第 17 条関係）。

改正提言 狩猟鳥獣だけではなく、非狩猟鳥獣や希少鳥、人の飼養する犬猫等を襲う可能性が一般的に認められる、タカを用いた狩猟（鷹狩）について

- ・タカを用いた狩猟（鷹狩）を禁止猟法として定める。（施行規則の改正 第 10 条第 3 項関係）

改正提言 現行第 11 条第 1 項第 1 号の狩猟を「一般狩猟」と呼称する旨明記すること（この「一般狩猟」は、従来「狩猟」として認識されてきたいわゆる自由狩猟ないし狭義の狩猟を意味することとなる）。

第 4 章 鳥獣管理事業の実施

改正提言 新たな章（新第 4 章）として「鳥獣管理事業の実施」を設ける。「鳥獣管理事業」は、「鳥獣の管理」（第 1 章の定義に関する改正参照）を行なう事業である。

改正提言 特定鳥獣管理計画は、現行法上、鳥獣の保護（のみ）のための計画制度とされているが（第 7 条第 1 項）、鳥獣管理事業を実施するための計画制度と

位置づけ、現行第3章から新第4章に移す。

また、その名称は「地域鳥獣管理計画」（以下「地域鳥獣計画」という。）と改め、次のとおり定義を変更する。

「都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理等（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定地域鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。」

改正提言 2以上の特定鳥獣の管理の実施が共通する事項については、それらの特定鳥獣を対象とする単一の地域鳥獣計画を立てることができるものとする。具体的には、「シカ地域鳥獣計画（生息地管理及び被害防除についてはシカ・イノシシ共通計画）」といった計画の策定の仕方でもできるものとする。共通計画部分については、都道府県の検討会・連絡協議会等も当然共通となることが想定される。

改正提言 地域鳥獣計画に基づいて行う「鳥獣の管理」のための捕獲（個体数調整を目的とする捕獲及び個体群管理のための学術研究を目的とする捕獲を含む。以下「鳥獣管理捕獲」という）を、現行第3章の許可捕獲（法第9条）から切り離し、その許可に関する規定を新第4章に置く。

なお、策定者である都道府県の責任で地域鳥獣管理計画を確実に実施するため、鳥獣管理捕獲は、特措法改正第4条第3項が定める「許可権限委譲事項」の対象に新たに追加することがあってはならない。

改正提言 都道府県知事は、地域鳥獣計画の実施等に当たる「鳥獣管理計画官」（以下「鳥獣計画官」という）を置くことができるものとする。

- ・鳥獣計画官は、都道府県職員であり、かつ省令で定める野生鳥獣の科学的管理に関する専門知識を有する者とする。
- ・鳥獣計画官は、以下の事項を含め、地域鳥獣計画の実施、管理、見直しにかかる業務を行なう。
 - －個体数調整、生息環境管理及び被害防除の各事業の管理（捕獲許可運用の監視・指導・助言、各事業の実施状況の管理・指導・助言）
 - －各事業の効果測定（個体群のモニタリングを含む）。
 - －効果測定の結果を計画にフィードバックすることを主とする計画変更の補助
 - －鳥獣管理従事機関の登録にかかる事務
 - －都道府県の実情に応じ、鳥獣保護事業計画の実施を行なうこともでき

るものとする。

- ・鳥獣計画官は鳥獣保護事業の担当と兼務できるものとする。
- ・鳥獣計画官を置いた都道府県に対しては、一定の財政措置を講ずるものとする。

改正提言 鳥獣保護員を、「鳥獣保護・管理員」に変更し、又は鳥獣保護員に加えて「鳥獣管理員」を新たに設ける（この場合、鳥獣保護員については現行の制度どおり）。鳥獣保護・管理員は、鳥獣保護員が従来行ってきた「狩猟取締」、「農林業被害などに関わる鳥獣管理に対する助言」、「鳥獣保護区の管理」、「普及啓発」に加え、鳥獣管理員が行うべき事務すなわち地域のモニタリング・ポストとして鳥獣管理事業を補助する役割を担う。

- ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、都道府県の常勤職員又は非常勤職員であり、「鳥獣管理捕獲等免許」（後述）を有し、かつ省令で定める野生鳥獣の科学的管理に関する専門知識を有する者とする。
- ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、都道府県下の各市町村に最低1名配置するものとする。
- ・都道府県知事は、鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、公募により採用しなければならない。
- ・都道府県知事は、鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員の採用に当たって、鳥獣計画官が置かれている場合にはその意見を聴かなければならない。
- ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、鳥獣計画官が置かれている場合、鳥獣管理事業に関し（鳥獣計画官が鳥獣保護事業計画を所掌する場合は同事業に関しても）、その一般的・具体的な指示のもとに業務を行なう。
- ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員の任にある者は、鳥獣管理従事機関（後述）の業務として鳥獣管理捕獲に携わることができないものとする。

改正提言 「鳥獣管理捕獲等免許」を、従来の狩猟免許とは別途制度化する。

- ・（地域鳥獣計画の下に行なわれる）鳥獣管理捕獲は、新たな「鳥獣管理捕獲等免許」を受けた者のみが実施できるものとする。
- ・商業的な資源利用の目的で組織的に鳥獣を捕獲する者に対しても、「鳥獣管理捕獲等免許」制度によって規制を行なう。
- ・費用負担（現在の狩猟税、狩猟免許手数料に該当するもの）は、事業として捕獲を行うという性格上、現行の狩猟税等よりも高額化する。ただし、都道府県職員が公務に従事する場合等もっぱら鳥獣管理捕獲に従事するために免許を取得する場合の減免措置を定める。
- ・知識や技能については、個体群管理に関する項目が含まれ、かつ全般的により高度なものを要求する。
- ・「鳥獣管理捕獲等免許」導入に当たっては、地域鳥獣計画（現：特定計画）

の実施に支障がないよう、「鳥獣管理捕獲等免許」を受けた者の確保に必要な相当の期間、現行の「特定鳥獣の数の調整の目的」である捕獲（法第9条第1項）を許可できる旨の経過措置を置き、同期間中、一般狩猟者による同目的捕獲が行えるものとする。

改正提言 地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理捕獲の効率的実施を確保するため、「鳥獣管理従事機関」制度を新設する。

- ・国は、その構成員に鳥獣管理捕獲等免許を有する者を含み、アクセスの困難な高山帯やレクリエーション客が多い国立公園にも対応できる高度な専門的捕獲技術を有し、関係法令の他、野生生物保全や動物愛護について十分な知識を有するなど、法令で定める一定の要件を満たす法人を、その申請に基づき、「鳥獣管理従事機関」として認定することができるものとする。
- ・国は、認定された鳥獣管理従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令に加え、鳥獣法違反や関連法令の罰則違反により有罪判決を受けた場合等には認定を取り消すことができるものとする。
- ・都道府県に置かれた鳥獣計画官は、国の認定を受けた鳥獣管理従事機関を、その申請に基づき、地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理に従事する機関として登録（以下「機関登録」という）することができるものとする。
- ・鳥獣計画官は、機関登録を受けた鳥獣管理従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令だけでなく、鳥獣法違反や関連法令の罰則違反により有罪判決を受けた場合等には登録を取り消すことができるものとする。
- ・機関登録を受けた鳥獣管理従事機関が地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理捕獲を行なう場合には、次の規制緩和を行なう。
 - －日出前又は日没後の銃使用規制を緩和する（薄暮時の使用を認める）。
 - －ライフル銃の所持について、（10年継続許可がなくとも「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として許可がなされるよう）銃刀法上の許可猟銃の所持の許可における必要な措置を求める規定を置く。
 - －銃刀法上制限されている消音器の所持について（銃刀法第10条の7）、同法上の例外措置をおく（銃刀法改正）。
- ・機関登録を受けた鳥獣管理従事機関が、鳥獣管理捕獲とは別に商業目的等による一般狩猟を行なおうとする場合には、鳥獣計画官に対して鳥獣の種類、員数等一定の事項を事前に届け出なければならないものとする。

届出を受けた鳥獣計画官は、届出内容が鳥獣の保護又は管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該一般狩猟を禁止し、もしくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命じることができるものとする。

鳥獣管理従事機関は、一般狩猟の実施に当たり、当該都道府県があらかじめ定める手数料を納めなければならない。

改正提言 地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理捕獲の効率的実施を確保するため、捕獲候補地（自衛隊演習場、国有林など）を管理する国の行政機関に対して、捕獲への協力を義務づける。

改正提言 地域鳥獣計画に基づく生息地管理の実施を確保するため、都道府県及び国に対し、農地及び林地の利用にかかわる法令において有する権限を、各法令の目的の範囲内で効果的に活用するよう求める規定をおく。

生息地管理の手法の例：

鳥獣が住居地や農地に侵入しないよう、緩衝帯としての開放空地の造成、林地・河川敷等の整備、農作物の耕作配置の転換、公有林の複層林化等奥山における生息環境の改善

法令と計画・方針の例：

農業振興地域の整備に関する法律（農用地等の確保等に関する基本指針、農業振興地域整備基本方針等）、土地改良法（土地改良長期計画等）、森林法（全国森林計画等）、河川法（河川整備基本方針）

改正提言 特定鳥獣の管理について、国が主導して都道府県の区域を越えた広域対応を行なうための計画制度を新設する。

- ・国は、特定鳥獣が複数の都道府県の区域にまたがって生息し、かつその鳥獣について関係都道府県による統合的な保護又は管理の必要が特にあると認める場合は、関係都道府県の意見を聴いて、一つの又は複数の特定鳥獣に関する「特定鳥獣広域対応基本計画」（以下「広域対応基本計画」という。）を定めるものとする。
- ・関係都道府県は、国が広域対応基本計画を定めた場合には、同計画に基づく「広域対応地域鳥獣管理計画」（以下「広域対応地域鳥獣計画」という。）を立てなければならないものとする。
- ・国は、「広域対応基本計画」に基づき、当該特定鳥獣の個体群及び計画対象地域における生態系のモニタリング並びに関係都道府県の「広域対応地域鳥獣計画」実施の達成度評価を行なう。
- ・国は、「広域対応基本計画」の目標達成の見地から、関係都道府県に対し、「広域対応地域鳥獣計画」の策定及び実施に関して必要な指示をすることができるものとする。
- ・「広域対応地域鳥獣計画」を策定した都道府県に対しては、一定の財政措置を講ずるものとする。

改正提言 保護又は被害防止の効果をあげるために個体群管理が必要な鳥獣（ニホンザル及びツキノワグマの一部の個体群等）に関し、地域鳥獣計画策定の努力義務を課す規定をおく。

- ・具体的には、法に次の定めを置き、環境省令でニホンザル及びツキノワグマを指定する。

「都道府県知事は、当該鳥獣の管理を実施することなしには当該鳥獣の保護又は鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止が困難であるとして環境省令で定める鳥獣については、地域鳥獣管理計画を定めるよう努めるものとする。」

改正提言 国は、都道府県に対し、その地域鳥獣計画実施の立案、実施及び検討のために必要な情報を提供するだけでなく、関係機関の協力を得て、都道府県が収集した情報の分析サービスを提供するよう努めるものとする。

第5章 一般狩猟の適正化

改正提言 現行の「狩猟免許」は「一般狩猟許可」と名称を改める。

- ・ただし、免許の要件、その他一般狩猟に対する規制の内容は、基本的に現行制度を変更しない。
- ・地域鳥獣計画の下に行なう鳥獣管理捕獲や商業的な資源利用の目的で組織的に行う捕獲は「一般狩猟免許」を受けただけでは行なうことができず、鳥獣管理捕獲等免許を受ける必要がある。
なお、第3章に定める有害捕獲等（現行第9条）は、従来どおり行える。

鳥獣保護法の 2017～2019 年改正に関する提言の基本的考え方

：鳥獣保護法と特措法を同一の法体系に組み込み、制度間の関係を整理
(鳥獣保護法、特措法の改正)

- ・鳥獣による農林水産業に対する被害の防止を効果的に進めるためには、鳥獣保護法に基づく「鳥獣の管理」(個体群管理)と、それ以外の被害防止手段(被害防除事業)との連携が必要である。
- ・しかし、現行法体系上、鳥獣保護法と特措法は、法律の目的(後者は鳥獣による農林水産業被害の防止のみ)、法の所管(前者は環境省、後者は農林水産省)、法に基づく事業の主要な実施主体(前者は都道府県、後者は市町村)、主要な事業(前者は捕獲、後者は被害防除事業)において明確な切り分けがなされてしまっている。そのため、それぞれの法律に基づく被害防止目的の事業が統合的・効率的に実施されているとは言えない。
- ・そこで、鳥獣保護法の新第 4 章「鳥獣管理事業の実施」(2014 年改正を提言)に以下の改正を加えて、章の名称も「鳥獣管理事業等の実施」とすべきである。
 - －従来の「鳥獣の管理」(個体群管理)に加えて、それ以外の被害防止手段(被害防除事業)を鳥獣保護法に明確に位置づける(明文で地域鳥獣計画の計画事項とする)。
 - －市町村の役割を明確に位置づける。
 - －特措法を市町村による被害防除事業に関する鳥獣保護法の特別法と位置づけ、市町村被害防止計画を、地域鳥獣計画の下位計画とする。

提言する地域鳥獣管理計画(現:特定計画)の概要 (広域対応については意見書本文参照)

地域鳥獣管理計画(現:特定計画)策定の定義/要件

当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに立てる、鳥獣の管理等に関する計画(地域鳥獣管理計画)

現行法:長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに立てる、保護のための管理に関する計画

→実態は、もっぱら被害防止の観点から策定されているものがほとんど。

=定義との不整合。また、「保護のための管理」(保護管理)の内容が曖昧。

2つ以上の特定鳥獣の管理の実施が共通する事項については、それらの特定鳥獣を対象とする単一の特定計画を立てることができるものとする。具体的には、「シカ地域鳥獣管理計画(生息地管理及び被害防除についてはシカ・イノシシ共通計画)」といった計画の策定の仕方ができるものとする。共通計画部分については、都道府県の検討会・連絡協議会等は当然共通となる。

鳥獣管理の目標(大目標)

・「被害の防止」のための個体数減少/分布域縮小
又は

・「鳥獣の個体群を長期的に存続させる」ための個体数増加/分布域拡大
(例:地域的に絶滅のおそれのあるツキノワグマ等)

鳥獣管理事業

○鳥獣管理捕獲

- ・個体数調整捕獲
- ・個体群管理のための学術研究目的捕獲

○生息地管理

【鳥獣保護法上の権限に基づく事業】

- ・鳥獣保護区特別保護地区及び休猟区の指定による分布域確保の方向の管理。

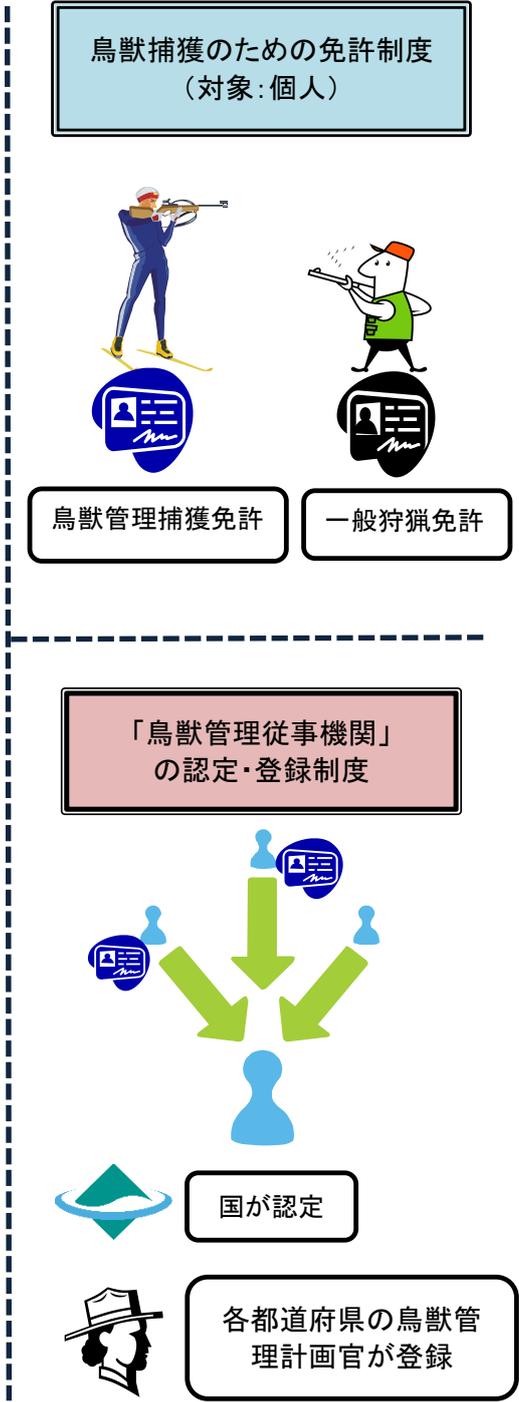
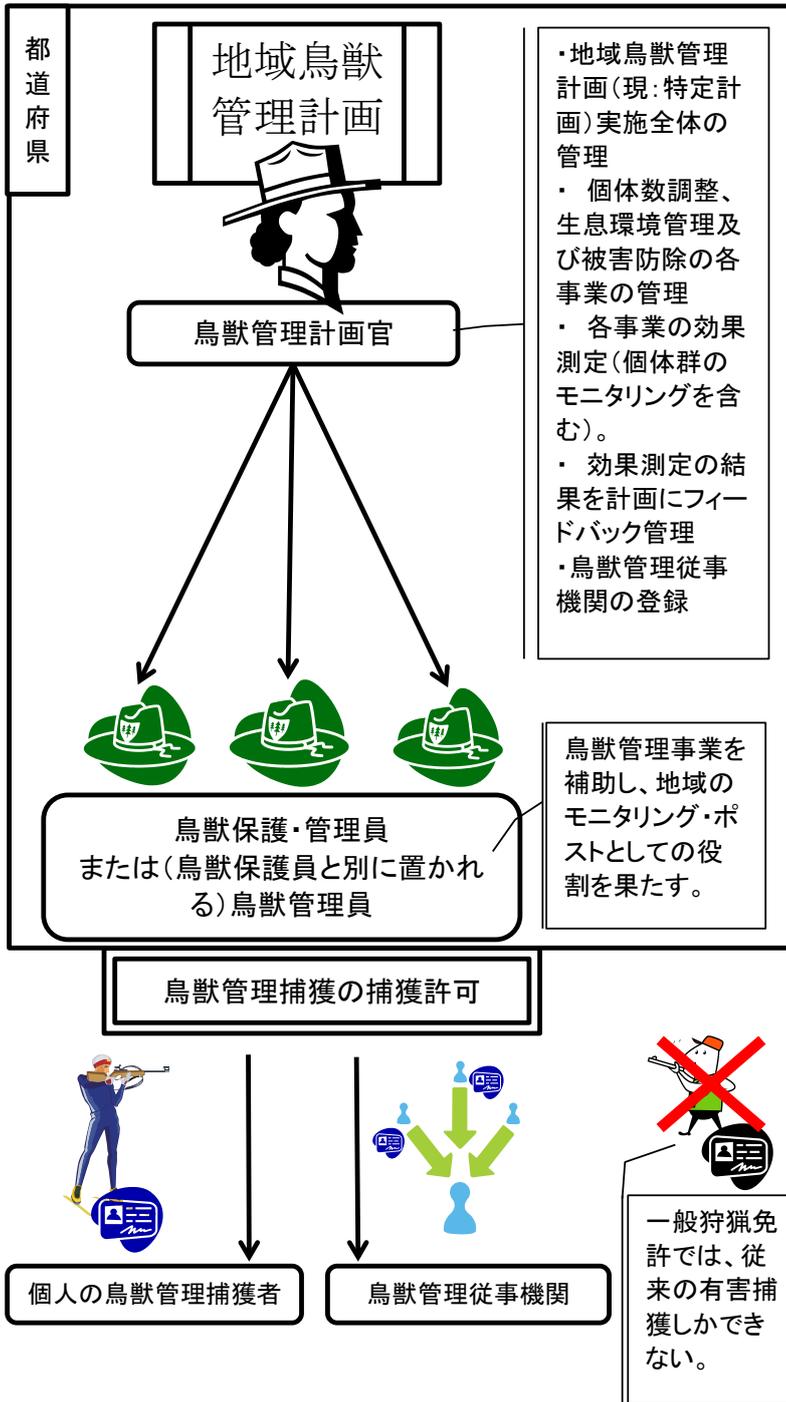
【都道府県が鳥獣法外の権限に基づいて実施する事業】

- ・生息環境の改変(緩衝帯としての開放空地の造成や鳥獣による移動を制限するための林地・河川敷等の整備、農作物の耕作配置の転換等)、生息環境の攪乱(恒常的追払い等)による分布域縮小の方向での管理。

- ・森林の複層林化等、分布域確保の方向での管理。

* 鳥獣管理以外による被害防止のための事業→2017-2019年改正において、明文で地域鳥獣計画の計画事項とする(被害防止計画を地域鳥獣計画の被害防止部分の下位計画とす

従来の「狩猟」に依存した鳥獣保護行政からの脱却と 専門的な管理者配置のイメージ



2014年改正に関する提言のポイント(「鳥獣の管理」関係)

第1章 総則

- ・目的
- ・定義

被害防止のための「鳥獣の管理を図るための事業実施」を追加

「鳥獣の管理」を、鳥獣による人間の生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害を防止するために、当該鳥獣の個体群を長期的に存続させつつ個体群管理*を行なうこと、と定義。

* 個体数調整と生息環境管理の総合的实施

第2章 基本指針等

「指針」は、「鳥獣保護事業の実施」(従来どおり)と、「鳥獣の管理事業の実施」の2本立てに。

第3章 鳥獣保護事業の実施

新第4章 鳥獣管理事業の実施

- ① 特定鳥獣保護管理計画を「地域鳥獣管理計画」と名称変更し、個体数調整及び生息地管理から成る個体群管理(「鳥獣管理事業」)を一つまたは複数の鳥獣について実施するための計画制度として位置づける。
- ② 地域鳥獣管理計画に基づいて行う「鳥獣の管理」のための許可捕獲(個体数調整を目的とする捕獲及び個体群管理のための学術研究を目的とする捕獲を含む。以下「鳥獣管理捕獲」という)を、従来の許可捕獲(有害捕獲等)と区別して規定する(策定者である都道府県の責任で地域鳥獣管理計画を確実に実施するため、「鳥獣管理捕獲」は、特措法が定める市町村への許可権限委譲条項の対象としてはならない)。
- ③ 鳥獣管理捕獲の公的性格および専門的知識・技能の要求度の観点から、「鳥獣管理捕獲等免許」を、従来の狩猟免許とは別に制度化する(なお、この免許制度改正によって現行の特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲に支障が出ないように、経過措置を置く)。
- ④ 地域鳥獣管理計画に基づく鳥獣管理事業の効果的実施を確保するため、「鳥獣管理従事機関」を制度化する。「鳥獣管理従事機関」は、国が「認定」し、都道府県が「登録」するが、「登録」は都道府県に「鳥獣管理計画官」(後述)が配置されていることを条件とする。
- ⑤ 地域鳥獣管理計画に基づく鳥獣管理捕獲の効率的実施を確保するため、捕獲が制限されている自衛隊演習場、国有林などを管理する国の行政機関に対して、捕獲への協力を義務づける。
- ⑥ 地域鳥獣管理計画に基づく生息地管理の実施(例えば、鳥獣が住居地や農地に侵入しないよう、緩衝帯の造成、林地・河川敷等の整備、農作物の耕作配置の転換、複層林化等の奥山における生息環境の改善)を行なうため、都道府県及び国に対し、農地および林地の利用にかかわる法令において有する権限を、各法令の目的の範囲内で効果的に活用するよう求める規定をおく。
- ⑦ 特定鳥獣の管理について、国が主導して都道府県の区域を越えた広域対応を行なうための「広域対応基本計画」制度を新設する。この計画は国が策定し、これに基づいて関係都道府県が地域鳥獣管理計画を立てる義務を負うものとする。

第4章 狩猟の適正化

「第5章 一般狩猟の適正化」と変更。

従来の「狩猟免許」を「一般狩猟免許」と名称変更するが、規制内容は基本的に変わらない。一般狩猟免許を受けただけの者は、従来の許可捕獲はできるが、鳥獣管理捕獲はできない。

環境省の考え方(第5回小委員会資料4等)とNGO提言の対応関係

環境省の考え方(第5回小委員会資料4等)	環境省の考え方の問題点	対応するNGO提言(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の2014年改正に向けて:意見書」)
<p>従来の「捕獲規制とその解除による鳥獣の保護管理」という考え方に、積極的な「管理(マネジメント)」の視点を加えて全般の見直しを行う(特定計画における「保護管理」の幅を広げることも検討)。(資料4-1)</p>	<p>抽象的で、どれだけ実質的な見直しとなるか不明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣の管理」の定義の追加(第2条第6項) 「この法律において『鳥獣の管理』とは、鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害を防止するために、当該鳥獣の個体群を長期的に存続させつつ(ただし、当該鳥獣が外来生物の場合はこの限りでない。)、当該鳥獣の個体群管理(個体数を調整するための捕獲及び生息環境の管理を総合的に実施することをいう。)を行なうことをいう。」 ・新たな章(新第4章)として「鳥獣管理事業の実施」を設ける。「鳥獣管理事業」は、「鳥獣の管理」を行なう事業である。
<p>個体群管理のための捕獲については、私的な捕獲(狭義の狩猟)、農林水産業等の業を守るための捕獲、公益を守るための捕獲の3つに整理できるが、それぞれ相互に貢献し合う。ただし、農林水産業等の業を守るための捕獲、公益を守るための捕獲について、それぞれの実施者が十分責任を果たすことが前提である。(資料4-2)</p>	<p>個体群管理は、科学的、計画的であることに加え、特に多様な主体が関係する場合には「統合的」でない限り、効果的实施は困難。環境省の考え方は、計算できないもの＝いわゆる自由狩猟や、対症療法的な有害捕獲に「責任」を求める(当てにする)ものであって、「統合性」を軽視している。これでは、これまでの特定計画実施の非効率さの二の轍を踏むおそれがある。 また、個体群管理を自由狩猟者依存から脱却するための移行期の措置として、あまりに消極的に過ぎる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画を「地域特定鳥獣管理計画」と名称変更し(以下「地域鳥獣計画」という)、個体数調整及び生息地管理から成る個体群管理(「鳥獣管理事業」)を一つのまたは複数の鳥獣について実施するための計画制度として位置づける。 ・地域鳥獣計画に基づいて行う「鳥獣の管理」のための捕獲許可(個体数調整目的の捕獲および個体群管理のための学術研究目的の捕獲を含む。以下「鳥獣管理捕獲」という)を、従来の許可捕獲(有害捕獲等)と区別して規定する。(策定者である都道府県の責任で地域鳥獣管理計画を確実に実施するため、「鳥獣管理捕獲」は、特措法が定める市町村への許可権限委譲条項の対象としてはならないものとする。) ・鳥獣管理捕獲の公的性格および専門的知識・技能の要求度の観点から、「鳥獣管理捕獲等免許」を、従来の狩猟免許とは別に制度化する(免許制度改正によって現行特定計画に基づく個体数調整捕獲に支障が出ないよう、経過措置を置く)。 ・現行の「狩猟免許」は「一般狩猟免許」と名称を改め、それを受けただけでは鳥獣管理捕獲はできないものとする(有害捕獲等、鳥獣管理捕獲以外の許可捕獲は、従来どおり行える。)
<p>都道府県は、鳥獣保護事業の実施者であり、特定鳥獣保護管理計画の策定者であることから、個体群管理全体の調整及び個体数調整のための捕獲を主体的に実施することが適当。(資料4-2)</p>	<p>特定計画がこれまで成果を十分あげられなかったひとつの理由は、その策定・実施者である都道府県に特定計画の実施の体制がなかったことにある。環境省の考え方には、都道府県の重要な役割を実現する具体的方策が示されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に、地域鳥獣計画の実施に当たる「鳥獣管理計画官」(以下「鳥獣計画官」という)を置くことができるものとする。(鳥獣計画官は鳥獣保護事業の担当と兼務できるものとする。) ・鳥獣保護員を「鳥獣保護・管理員」に変更、又は鳥獣保護員に加えて「鳥獣管理員」を新たに設け、鳥獣管理事業に関する事務を補助させるものとするとともに、それらを常勤職員とすることもできる旨を規定する。

環境省の考え方(第5回小委員会資料4等)	環境省の考え方の問題点	対応するNGO提言(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の2014年改正に向けて:意見書」)
<p>国は、個体群管理について、広域的な観点から必要な措置を取る必要がある。特に、個体数の増加が見込まれるシカについては、全国的な目標を設定し、各都道府県の取組状況の評価を行う。(資料4-2)</p>	<p>シカについて「全国的な目標」を設定して、その目標達成を評価することに何の意味があるのか不明。必要なことは、広域に渡る地域個体群単位の管理を徹底することである。</p> <p>なお、環境省は、シカ個体数の全国(北海道を除く)推定を行なっているが(資料2)、仮にそれが一定の精度を持つものだと仮定しても、90%の信頼限界では数値に幅がありすぎる。このような場合には中間値が独り歩きすることで実態に関する誤解が生じるおそれが大きくなるが、実際にこの中間値(261万頭)を前提として、2025年には500万頭へ倍増するという報道がなされてしまっている(8月8日付毎日ニュース、NHKニュース)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、特定鳥獣が複数の都道府県の区域にまたがって生息し、かつその鳥獣について関係都道府県による統合的な保護又は管理の必要が特にあると認める場合は、関係都道府県の意見を聴いて、「特定鳥獣広域対応基本計画」(以下「広域対応基本計画」という。)を定めるものとする。 ・関係都道府県は、国が広域対応基本計画を定めた場合には、同計画に基づく「広域対応地域鳥獣管理計画」(以下「広域対応地域鳥獣計画」という。)を立てなければならないものとする。 ・国は、広域対応基本計画に基づき、当該特定鳥獣の個体群及び計画対象地域における生態系のモニタリング並びに関係都道府県の広域対応地域鳥獣計画実施の達成度評価を行なう。 ・国は、広域対応基本計画の目標達成の見地から、関係都道府県に対し、広域対応地域鳥獣計画の策定及び実施に関して必要な指示をすることができるものとする。
<p>被害防除については、原則として、保護すべき対象の管理者が行うもの。ただし、防除のための鳥獣の誘引防止等は、地域ぐるみで行うことから、行政(主として市町村)のイニシアティブが必要。(資料4-2)</p>	<p>鳥獣による被害防止のためには、個体群管理と被害防除が効果的に連携しなければならないが、被害防除については、現行鳥獣法上、明確な位置づけがない。実際、被害防除は鳥獣法とは関連なしに行なわれている実態がある(特措法上の被害防止計画に基づいて実施されている場合が多い)。</p> <p>環境省の考え方は、この実態を追認し、鳥獣法が被害防除と明確に距離を置くことを意識しているように見える。</p>	<p>2014年改正で対処することは困難かも知れないが、それに続く改正(2017～2019年)において、鳥獣保護法の第4章「鳥獣管理事業の実施」(2014年改正で新設)に以下の改正を加え、章の名称も「鳥獣管理事業等の実施」と改めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一従来の「鳥獣の管理」(個体群管理)に加えて、それ以外の被害防止手段(被害防除事業)を鳥獣保護法に明確に位置づける(地域鳥獣計画の計画事項とする)。 一市町村の役割を明確に位置づける。 一特措法を市町村による被害防除事業に関する鳥獣保護法の特別法と位置づけ、市町村被害防止計画を、地域鳥獣計画の下位計画とする。
<p>生息環境管理は、鳥獣の保護管理単体のために行うことは難しく、森林や河川整備等の土地利用と密接に関係する。このため、土地所有者と調整を図りつつ、行政が主導的に行うもの。(資料4-2)</p>	<p>生息環境の管理は、個体数調整と双璧を成す個体群管理の柱である。しかし、現行鳥獣法には明確な位置づけがない。環境省の考え方は、その現状を追認するだけで、生息環境の管理推進のための具体的な方策が見えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域鳥獣計画に基づく生息地管理の実施を確保するため、都道府県及び国に対し、農地および林地の利用にかかわる法令において有する権限を、各法令の目的の範囲内で効果的に活用するよう求める規定をおく。

環境省の考え方(第5回小委員会資料4等)	環境省の考え方の問題点	対応するNGO提言(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の2014年改正に向けて:意見書」)
<p>狩猟免許を、捕獲技術を有することを証明する「鳥獣捕獲技術者(仮称)」資格に変更し、鳥獣捕獲の許可対象者は、原則として「鳥獣捕獲技術者(仮称)」に限定する(学術研究等を目的とする捕獲は除く)ことを検討する。</p> <p>なお、狭義の狩猟については、狩猟者登録を行うことで従前通り可能とする。(資料4-3)</p>	<p>環境省の考え方は、形式的な理由により、「狩猟免許」の名称を「鳥獣捕獲技術者」免許に変更しようとするだけに見える。必要なことは、個体群管理を担うに相応しい技術と知識をもった捕獲者の免許制度である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣管理捕獲の公的性および専門的知識・技能の要求度の観点から、「鳥獣管理捕獲等免許」を、従来の狩猟免許とは別に制度化する(免許制度改正によって現行特定計画に基づく個体数調整捕獲に支障が出ないように、経過措置を置く)。 ・現行の「狩猟免許」は「一般狩猟許可」と名称を改める。一般狩猟免許を受けただけの者は、従来の許可捕獲はできるが、鳥獣管理捕獲はできない。
<p>「鳥獣捕獲事業者(仮称)」の認定制度を創設し、認定の要件に、安全管理体制や捕獲実績に加え、安全や捕獲技術に関する職員研修等を含めることで、事業者自身による高度な技術を有する捕獲従事者の創出を図る。</p> <p>制度化にあたっては、これまで捕獲従事者個人が対応してきた捕獲許可、報告義務、わなの管理等に係る責任が軽減されるよう、事業者に一定の責務を課すとともに、安全性を確保した上で、事業の円滑な実施と効率的な捕獲に資する規制緩和を検討する。(資料4-2)</p>	<p>規制緩和による誘導で事業者の参入を促すばかりでなく、同時に適正な事業の実施を確保することも重要である。その意味で、「認定」業者の監督をどのように行なうかは重要であるが、この点は明確にされていない。特に重要なのは、(報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令などの措置だけでなく、)鳥獣法違反や関連法令の罰則違反により有罪判決を受けた場合に「認定」を取り消すことができるかどうかである。</p> <p>また、環境省の考え方では、「認定」対象は個人事業者も含む可能性があるが、適正な事業の実施確保のためには法人に限定すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理事業の効果的実施を確保するため、国が「認定」し、都道府県の「鳥獣管理計画官」が「登録」する「鳥獣管理従事機関」を制度化する。(鳥獣管理計画官が置かれた場合に限り、その登録を経て鳥獣管理捕獲に従事できる。) ・認定対象は、その構成員に鳥獣管理捕獲等免許を有する者を含み、アクセスの困難な高山帯やレクリエーション客が多い国立公園にも対応できる高度な専門的捕獲技術を有し、関係法令の他、野生生物保全や動物愛護について十分な知識を有するなど、法令で定める一定の要件を満たす法人である。
<p>より効果的な捕獲等に対応できる高度な技術を有する捕獲事業者や、地域の課題に対応できる地域密着の捕獲型事業者が想定される。(資料4-3)</p>	<p>個体群管理の担い手には、そもそも多様な管理の現場に対応できることが求められている。「効果的な捕獲等に対応できる高度な技術」を持たずに、「地域の課題に即応」しようとする事業者を制度的に振興・育成する必要はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定・登録された捕獲従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令だけでなく、鳥獣保護法違反や関連法令の罰則違反により有罪判決を受けた場合等には認定・登録を取り消すことができる旨も定める。
<p>農林業者が自らの事業地内で行う被害の防止のための捕獲については、特定鳥獣の一部や外来鳥獣に限り期間を問わず許可を受けずに捕獲をできる仕組みを検討する。</p> <p>なお、農林業者による捕獲に関する規制の緩和にあたっては、安全性の確保と鳥獣の適正な保護管理の観点から、鳥獣捕獲技術者(仮称)であること(農林業者が法人等の場合は、鳥獣捕獲事業者(仮称)の認定を受けていること)を条件とし、事後の捕獲数の報告を義務付けることとする。(資料4-3)</p>	<p>シカやイノシシについて、わなによる有害捕獲を無許可で行えるようにするものである。法人による捕獲については認定事業者に限定するとしているものの、個人による捕獲は、捕獲の適正実施の担保はないに等しい(捕獲者が鳥獣捕獲技術者=従来の狩猟免許を受けた者というだけのこと)。</p> <p>鳥獣保護法の基本的な考え方は、特定計画制度による個体群管理を効果的に進めることで被害防止目的を達成しようとするものであり、その枠外の極端な規制緩和で法の目的を達しようとすることは法律の本旨に反する。また、個体群管理の効果的実施と特措法による被害防止計画の実施との連携が取れれば、このような極端な規制緩和をする必要もない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>